2022 年 5 月 31 日

厚生労働大臣　後藤　茂之殿

長野県保険医協会
会　長　宮沢　裕夫

オンライン資格確認システム導入の義務化及び保険証廃止の方針撤回を求める

厚生労働省は5月 25 日の社会保障審議会医療保険部会で、2023 年4月から保険医療機関におけるオンライン資格確認システム（以下、「システム」）導入の原則義務化の方針を打ち出した。また、将来的にはマイナンバーカードを保険証と一体化し、保険証を原則廃止することを検討するとしている。

現在、顔認証付きカードリーダーの無償配布や補助金で医療機関のシステムの導入を推進し、また、ポイント取得などの多額の予算を遣って国民にはマイナンバーカードの取得や保険証としての利用を促している。

しかし、医療機関のシステムの運用状況は、全医療機関のわずか 19％にとどまる。また、マイナンバーカードの取得率は全国民の 44％、保険証として利用可能な登録をしている人は 6.9％と1割にも満たない。

こうした現状にも関わらず、システム導入の義務化や保険証廃止の方針を打ち出すことはあまりにも唐突で現実的な政策ではない。

医療機関にとってシステム導入のメリットとされる資格喪失への対応は審査機関での調整の仕組みがすでに稼働していること、また、薬歴情報等の照会も従前からのお薬手帳で十分であることなど、費用対効果からも医療機関が導入に躊躇するのは当然である。ましてやいまだに新型コロナウイルスへの対応に追われる中で、システム導入を強制することは医療現場に大きな混乱をもたらすものである。

また、これだけ税金を投入してもマイナンバーカードの普及が進まない理由は何か。それは、国民が必要性を感じないこと、更には情報漏洩のリスクなど国による個人情報管理に対する根強い不信感があるためだ。特に、医療情報といったセンシティブ情報が国に管理され、自己情報コントロール権を含むプライバーが守られるのかどうか不安があるのは当然である。

保険証廃止とマイナンバーカードによる受診をセットとした今回の方針は、国民皆保険制度の運用の根幹に関わる重大な問題であり、我々は強く抗議するとともに撤回を求めるものである。